| | |
|---|---|
| | (e) 当該農地における農業の発展のため、村落共同組合又は民間投資家の投資とともに共通の利益のために当該農地を使用する権利<br>(f) ミャンマー連邦共和国の外国投資法に従って、外国人又は外国人を含む組織と共に、共通の利益のために当該農地を使用する権利<br>土地に関する税及び土地使用税は、国家によって決定される。<br>空地・休閑地・未開墾地管理法は、農業、畜産業及び関連する経済事業のために、次の期間について許可する。<br>(a) 農業に関する事業については、<br>(i) 多年生作物及び果樹の栽培に対し、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認める。<br>(ii) 季節性作物に対し、定められた条件に対する違反がないことを条件として認める。<br>(b) 畜産業に関する事業については、許可された年から起算して三十年を超えない期間を認める。<br>(c) 事業の種類により、許可された期間が満了した後、合計で三十年を超えない期間の間複数の延長が認められる。<br>(d) 鉱物生産に関する事業については、連邦政府鉱業省との調整により、許可が与えられる。<br>(e) 政府によって認められた他の適法な事業については、連邦政府の関係省庁との調整の下で、許可が与えられる。<br>空地・休閑地・未開墾地管理中央委員会は、事業の種類に従い、空地、休閑地及び未開墾地を耕作し、及び使用する権利を得た者が支払う担保金の額を決定する。<br>事業の種類及び作物の種類により、空地、休閑地及び未開墾地の耕作及び使用に係る土地使用税の税率及び土地使用税の免税期間は、空地・休閑地・未開墾地管理中央委員会が決定する。<br>外国人及び外国人を含む機関による投資は、ミャンマー投資委員会の承認に基づいて行うことができる。<br>注　この留保の適用上、土地には、住宅地、商業用地、工業用地及び農業・畜産用地を含む。 |
| 現行の措置 | 不動産移転規制法（千九百八十七年）<br>農地法（二千十二年）第三章及び第九条(a)から(f)まで<br>空地・休閑地・未開墾地管理法（二千十二年）第四章第十一条(a)から(e)まで並びに第五章第十三条及び第十四条 |
| 二<br>分野 | 全ての分野 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | |
| 概要 | 内国民待遇（第二条）<br>外国投資家は、事業の開始の年から起算して最初の二年間は二十五パーセント以上、次の二年間は五十パーセント以上、三番目の二年間は七十五パーセント以上のミャンマーの市民の技能労働者、技術者及び従業員を雇用しなければならない。 |
| 現行の措置 | 外国投資法（二千十二年）第二十四条(A) |
| 三<br>分野 | 製造業 |
| 小分野 | 自然林の管理及び維持<br>伝統的な医薬品の製造<br>人力による原油採掘（深度千フィートまで）<br>中小規模の鉱業生産（注）<br>伝統的な薬草の生産及び栽培<br>半製品及び鉄鉱の卸売<br>伝統的な食品の生産<br>宗教に関連する資材及び設備の製造<br>伝統的及び文化的な資材及び設備の製造<br>手工芸よる製造<br>注「中小規模の鉱業生産」とは、大規模かつ多額の投資及び特別な技術的ノウハウを必要としない鉱業生産をいう。 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | ミャンマーは、外国投資法に従い、小分野に掲げる事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する権利を留保する。 |

| | |
|---|---|
| 現行の措置 | 外国投資法（二千十二年）第四条<br>外国投資規則（二千十三年）第七条及び表Ⅰ |
| 四<br>分野 | サービス業 |
| 小分野 | 民間の伝統的な病院<br>伝統的な薬草原料の取引<br>伝統的な医薬品の研究及び研究所<br>救急運送サービス<br>高齢者のための保健センターの設立<br>鉄道に係る飲食店契約、貨物運送契約並びに清掃及び管理契約<br>小規模の代理店サービス<br>十メガワット以下の発電<br>ミャンマー語を含む各民族の言語による定期刊行物の発行及び配布 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | ミャンマーは、外国投資法に従い、小分野に掲げるサービスをミャンマーの市民にのみ許可する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | 外国投資法（二千十二年）第四条<br>外国投資規則（二千十三年）第七条及び表Ⅰ |
| 五<br>分野 | 農業に関する事業 |
| 小分野 | 指定された農業に関する事業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | ミャンマーは、外国投資が、国内の農産品の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りにおいて、外国投資法の下で、外国投資家に対して禁止される農業に関する事業の分野を指定する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | 外国投資法（二千十二年）第四条<br>外国投資規則（二千十三年）第八条及び表Ⅱ |
| 六<br>分野 | 畜産に関する事業 |
| 小分野 | 指定された畜産に関する事業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | ミャンマーは、外国投資が、国内の畜産物の生産者に対し経済的な悪影響を生じさせ得る限りにおいて、外国投資法の下で、外国投資家に対して禁止される畜産に関する事業の分野を指定する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | 外国投資規則（二千十三年）第九条及び表Ⅲ |
| 七<br>分野 | 漁業 |
| 小分野 | 領海における漁業に関する事業 |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条） |
| 概要 | ミャンマーは、内水及び領海内における漁業に関する事業をミャンマーの市民に対してのみ許可する権利を留保する。 |
| 現行の措置 | 外国投資法（二千十二年）第四条(j)<br>外国投資規則（二千十三年）第十条並びに表Ⅳ（一）及び（二） |

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎